

大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案

○議案

番号	名 称	概 要
第1号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	<p>○豊能水道事業の料金を改定する。</p> <p>○市町村域水道事業の各事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日</p>
第2号議案	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件	<p>○事務の効率化を図るため、規則等について公布の署名を要しないこととし、公布のための記名等について定める。</p> <p>○規程の公表のための押印を要しないこととする。</p> <p>○施行期日 公布の日</p>
第3号議案	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	<p>○地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金 10,324,696,434円のうち、152,901,974円を水道事業統合促進積立金として積み立て、5,632,626,576円を資本金に組み入れる。 ・市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金 3,595,718,466円のうち、192,838,741円を減債積立金として積み立て、1,330,702,973円を資本金に組み入れる。 <p>ことについて議決を求めるもの。</p>
第4号議案	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	<p>○地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金4,031,782,249円のうち1,383,422,797円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。</p>
第5号議案	令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	<p>○令和4年度の水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村域水道事業 補正予算額 17百万円 (千早赤阪水道事業)
第6号議案	令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	<p>○令和4年度の工業用水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の追加

○報告

番号	名称	概要
第1号報告	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の水道事業会計の決算について報告する。
第2号報告	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。
第3号報告	令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし ・経営健全化基準 20%
第4号報告	債権放棄報告の件	○大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和3年度に放棄した債権について報告する。

豊能水道事業に係る料金改定案について

資料1-2

豊能水道事業は、令和6年度に企業団と統合する能勢町水道事業と事業（会計）統合する予定であり、料金統一を前提とした料金改定案を検討（新料金への移行：豊能水道事業はR5.4月～、能勢町水道事業は統合時のR6.4月～）

1 料金改定案のポイント

(1) 料金改定率

- **令和5年度 15%**（統合案：令和5年度 20%）
※ 町からの繰入金の活用時期を前倒しし、料金改定率を抑制

(2) 料金体系

- **口径別料金体系を維持**（併用している用途別は廃止）

理由 ▶ 使用者の水道メーター口径の大小に応じて基本料金を設定することにより、数値根拠を明確にし、客観的公平性を確保するため

※ 水道料金算定要領においても、用途別料金体系は経過的に存置しても良いが、口径別料金体系への変更が求められている。

(3) 料金構造

- 固定費を回収する**基本料金**と、変動費を回収する**従量料金**の**構成比率を適正な比率に変更**

理由 ▶ 従量料金に比重のかかった料金体系では、水量の減少に比して、料金収入の減少が大きくなるおそれがあるため

※ 基本料金と従量料金の構成比率は、現状の26：74から料金改定案では39：61となる。

(4) 従量料金

- 使用量が多くなるほど単価が高くなる**逡増制については維持**（逡増度は府内平均を下回る水準）

理由 ▶ 料金構造の変更に伴い、特に生活用水利用の使用者の負担増加を抑制するため

※ 逡増度が高くなると大口使用者が廃止した場合、経営への影響が大きいことから、逡増度は引き続き課題として認識

(5) その他

- ・ 両水道事業における改定率や、特に生活用水利用の使用者負担にも配慮し、料金改定案を検討
- ・ 水量区分を調整（5 m³以下の追加、最上位71 m³以上）し、メーター口径20mmのポリウムゾーン※における改定額及び率に配慮

※ 令和3年度調定件数の約9割（1か月当たりの使用水量5 m³～40 m³）

2 豊能・能勢水道事業（仮称）料金検討部会の開催状況

料金検討部会	議 題	主な意見
第 1 回 (R4.1.25 Web開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊能水道事業、能勢町水道事業の現状と課題 ・水道料金の全国的な動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のダウンサイジングは経営の安定化につながるので、次回の投資計画でしっかり説明してほしい。
第 2 回 (R4.3.28 能勢町役場開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画（投資計画） ・経営改善の取組み ・財政シミュレーション ・必要な料金水準の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の府域一水道や料金の統一を見据えて、府内の料金差異が拡大しないよう、改定率はできる限り抑制していくべき。 ・両町からの統合に伴う繰入金は、料金値上げを抑制するという繰入目的に鑑み、繰入年度に活用すべき。
第 3 回 (R4.5.25 豊能町役場開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な料金水準の検討 ・料金体系の検討 ・加入金の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の改定率については了承するが、地理的要因等により給水に係る費用を料金収入で賄うことが単独では困難な場合には、企業団として高料金対策を検討すべき。 ・基本水量の廃止等、料金体系の検討方針について了承。
第 4 回 (R4.7.27 Web開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系の検討 ・加入金 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計統合を伴うため、2つの異なる料金表を1つにまとめる点で難しかったと思うが、バランスに配慮した今回の案で良いと思う。 ・高料金対策の検討については、積極的な取組みを求める。
第 5 回 (R4.9.29 豊能町役場開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会まとめ 	

3 スケジュール

日 時	項 目	備 考
9月2日（金）	豊能町議会への説明	
9月17日（土）	住民説明会	西公民館
10月7日（金）	経営・事業等評価委員会	報告書とりまとめ、意見具申
10月24日（月）	首長会議	
11月4日（金）、15日（火）	企業団議会 議員全員協議会、定例会	豊能水道事業の料金改定に係る給水条例一部改正議案提出

※ 能勢町水道事業の料金改定に係る町議会への説明、住民説明会については、能勢町と連携して実施。また、給水条例の一部改正については、能勢町議会において審議・議決

4 料金表（現状と改定案）

現状				改定案			
料金体系	用途別・口径別料金体系			料金体系	口径別料金体系		
料金構造	基本料金：従量料金 = 26 : 74			料金構造	基本料金：従量料金 = 39 : 61		
従量料金	逡増制（逡増度3.7）			従量料金	逡増制（逡増度2.7）		
料金表（単位：円（税抜））				料金表（単位：円（税抜））			
	用途	口径	基本料金		口径	基本料金	従量料金単価
一般用	13mm	1,180円	～10m ³ ・・・144円/m ³ 11m ³ ～20m ³ ・・・184円/m ³ 21m ³ ～30m ³ ・・・234円/m ³ 31m ³ ～40m ³ ・・・294円/m ³ 41m ³ ～70m ³ ・・・364円/m ³ 71m ³ ～100m ³ ・・・444円/m ³ 101m ³ ～・・・534円/m ³	13mm	1,255円	～5m ³ ・・・130円/m ³ 6m ³ ～10m ³ ・・・160円/m ³ 11m ³ ～20m ³ ・・・180円/m ³ 21m ³ ～30m ³ ・・・250円/m ³ 31m ³ ～40m ³ ・・・310円/m ³ 41m ³ ～70m ³ ・・・340円/m ³ 71m ³ ～・・・350円/m ³	
	20mm	1,180円		20mm	1,830円		
	25mm	1,840円		25mm	3,180円		
	30mm	2,620円		30mm	4,650円		
	40mm	4,720円		40mm	8,440円		
	50mm	7,360円		50mm	13,610円		
	75mm	16,520円		75mm	32,210円		
公共用	一般用の1.5倍の額		一般用のとおり				
臨時用	一般用のとおり		824円/m ³				

【メーター口径20mm（一般用）での新旧料金比較】

1か月当たりの使用水量10m³の水道料金（税抜）

現行	改定後
2,620円	3,280円 (+ 660円)

1か月当たりの使用水量20m³の水道料金（税抜）

現行	改定後
4,460円	5,080円 (+ 620円)

【参考】能勢町水道事業

(1) 料金改定率 令和6年度 12.8% (統合案：令和6年度 19%)

(2) 料金体系 基本水量を廃止

料金表 (現状と改定案)

現状					改定案				
料金体系	口径別料金体系				料金体系	口径別料金体系			
料金構造	基本料金：従量料金 = 44：56				料金構造	基本料金：従量料金 = 39：61			
従量料金	逡増制 (逡増度1.3)				従量料金	逡増制 (逡増度2.7)			
料金表 (単位：円 (税抜))					料金表 (単位：円 (税抜))				
口径	基本料金	メーター 使用料	基本水量	従量料金単価	口径	基本料金	従量料金単価		
13mm	1,720円	96円	8m ³	基本水量超～30m ³ ・・・210円/m ³ 31m ³ ～ ・・・280円/m ³	13mm	1,255円	～5m ³ ・・・130円/m ³ 6m ³ ～10m ³ ・・・160円/m ³ 11m ³ ～20m ³ ・・・180円/m ³ 21m ³ ～30m ³ ・・・250円/m ³ 31m ³ ～40m ³ ・・・310円/m ³ 41m ³ ～70m ³ ・・・340円/m ³ 71m ³ ～・・・350円/m ³		
20mm	2,580円	191円	12m ³		20mm	1,830円			
25mm	3,225円	286円	15m ³		25mm	3,180円			
30mm	4,300円	477円	20m ³		30mm	4,650円			
40mm	4,300円	762円	20m ³		40mm	8,440円			
50mm	4,300円	953円	20m ³		50mm	13,610円			
75mm	4,300円	1,429円	20m ³		75mm	32,210円			
					※メーター使用料は基本料金に組み込む。				

【メーター口径20mmでの新旧料金比較】

1か月当たりの使用水量10m³の水道料金 (税抜)

現行	改定後
2,771円	3,280円 (+509円)

1か月当たりの使用水量20m³の水道料金 (税抜)

現行	改定後
4,451円	5,080円 (+629円)

令和3年度 剰余金処分案について

1. 基本方針

- (1) 未処分利益剰余金のうち、当年度純利益（前年度からの繰越分も含む）は、全額を①～④の順に、積立金に積立てる。
- ①（水道用水供給事業のみ）水道事業統合促進基金の財源とするため、有収水量に 0.3 円を乗じた額を水道事業統合促進積立金に積立てる。
 - ②（豊能及び千早赤阪水道事業のみ）一般会計からの繰入額を限度として利益積立金に積立てる。
 - ③ 経営戦略 2020－2029 の期間のうち前半 5 年間の企業債の償還財源とするため、減債積立金に積立てる。
 - ④ 同期間の建設改良費の財源とするため、建設改良積立金に積立てる。
- (2) 未処分利益剰余金のうち、当年度に使用した減債積立金及び建設改良事業の財源とした建設改良積立金相当額（使用後未処分利益剰余金）については、全額資本金に組入れる。

2. 令和3年度決算の処分方針

- (1) 現在、令和5年度に向け経営戦略 2020－2029 の改定を行っているところであるため、当年度純利益（前年度からの繰越分も含む）は、原則として処分を行わず、経営戦略改定後に経営状況及び資金需要に応じた最適な利益の活用を図るよう各積立金に積立てることとする。

ただし、以下の事業については、各積立金に積立てる。

- ・水道用水供給事業・・・統合促進積立金を基本方針通り積立てる。
- ・藤井寺水道事業・・・統合前に積立金を積立てていなかったため、令和4年度の企業債の償還財源として必要な額を減債積立金に積立てる。
- ・岬水道事業・・・令和4年度の企業債償還財源に令和3年度当年度純利益を活用する必要があるため、当年度純利益全額を減債積立金に積立てる。

- (2) 使用後未処分利益剰余金の処分は、基本方針通り全額資本金に組み入れる。

令和3年度 剰余金処分案の一覧

(単位 円)

1. 水道事業会計

水道用水供給事業

	水道用水供給事業
未処分利益剰余金	10,324,696,434
処分額合計	5,785,528,550
水道事業統合促進積立金	152,901,974
資本金	5,632,626,576
繰越利益剰余金	4,539,167,884

市町村域水道事業

	藤井寺水道事業	泉南水道事業	四條畷水道事業	大阪狭山水道事業
未処分利益剰余金	1,605,409,192	459,023,230	137,812,389	581,402,324
処分額合計	585,734,323	232,427,432	69,634,901	128,509,401
減債積立金	159,363,000	0	0	0
資本金	426,371,323	232,427,432	69,634,901	128,509,401
繰越利益剰余金	1,019,674,869	226,595,798	68,177,488	452,892,923

	阪南水道事業	豊能水道事業(※)	忠岡水道事業	熊取水道事業
未処分利益剰余金	233,787,043	-	85,794,304	138,397,654
処分額合計	189,157,689	-	43,141,014	25,000,000
減債積立金	0	-	0	0
資本金	189,157,689	-	43,141,014	25,000,000
繰越利益剰余金	44,629,354	-	42,653,290	113,397,654

	田尻水道事業	岬水道事業	太子水道事業	河南水道事業
未処分利益剰余金	60,756,693	104,057,724	129,059,417	22,422,347
処分額合計	24,305,700	104,057,724	99,151,183	22,422,347
減債積立金	0	33,475,741	0	0
資本金	24,305,700	70,581,983	99,151,183	22,422,347
繰越利益剰余金	36,450,993	0	29,908,234	0

	千早赤阪水道事業	計(市町村域水道事業)
未処分利益剰余金	37,796,149	3,595,718,466
処分額合計	0	1,523,541,714
減債積立金	0	192,838,741
資本金	0	1,330,702,973
繰越利益剰余金	37,796,149	2,072,176,752

(※)豊能水道事業は未処理欠損金20,625,541円を計上しており、これについては同額の利益積立金を取り崩して補てんする。

2. 工業用水道事業会計

	工業用水道事業
未処分利益剰余金	4,031,782,249
処分額合計	1,383,422,797
資本金	1,383,422,797
繰越利益剰余金	2,648,359,452

令和4年度 大阪広域水道企業団 補正予算案の概要

水道事業会計
〔市町村域水道事業〕

工業用水道事業会計
〔工業用水道事業〕

* 記載の値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計や差引金額が一致しない場合があります。

令和4年度 市町村域水道事業（千早赤阪水道事業） 補正予算案の概要

（単位：百万円、税込）

		R4現計	今回補正	補正後	主な補正理由等
収益的	収入	231.6	—	231.6	
	支出	217.4	16.7	234.1	少雨による自己水の減少に伴う受水費等の増
資本的	収入	185.3	—	185.3	
	支出	299.0	—	299.0	
単年度損益		5.8	△ 15.2	△ 9.4	

* 単年度損益は消費税及び地方消費税を除いた収益的収支の差額

令和4年度 工業用水道事業 補正予算案の概要

【債務負担行為補正】 債務負担行為の追加 1件

事項	期間	限度額	主な補正理由等
非常用自家発電施設整備維持事業（大庭）	令和4年度～ 令和21年度まで	—	DBM方式による発注に係る 維持管理費部分の追加
		92百万円	
		92百万円	

上段 R4現計
中段 今回補正
下段 補正後

令和3年度 大阪広域水道企業団 決算概要

水道事業会計

〔水道用水供給事業〕

〔市町村域水道事業〕

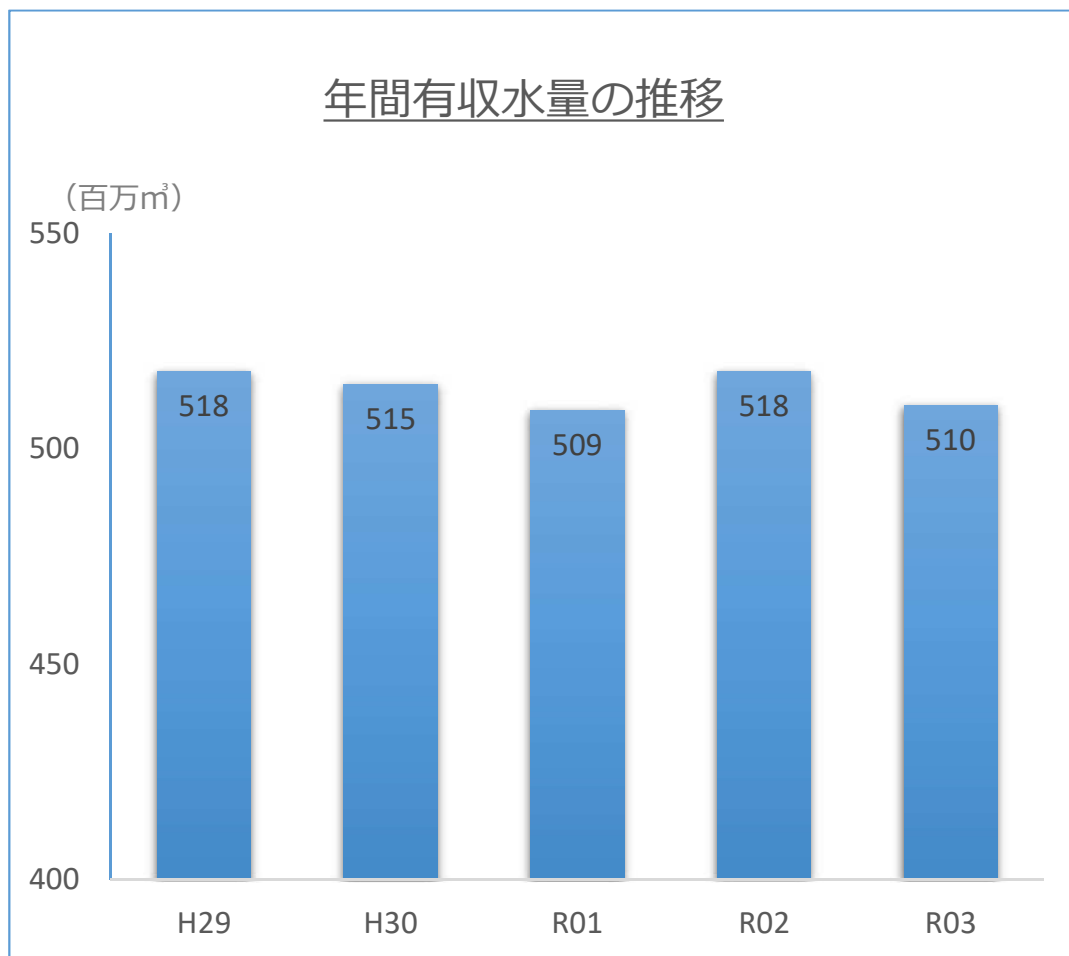
工業用水道事業会計

〔工業用水道事業〕

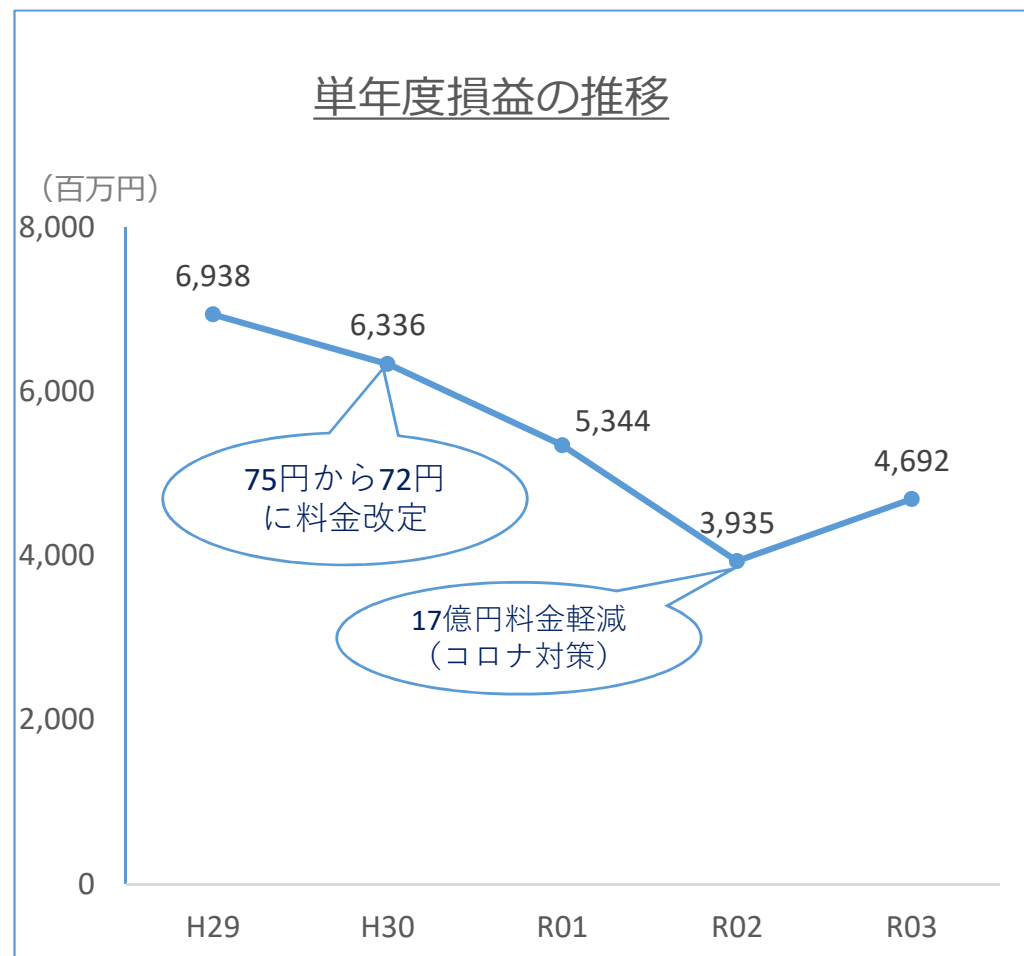
水道用水供給事業 主要指標の推移

年間有収水量は、510百万 m^3 （前年度比 $\Delta 1.6\%$ ）となりました。

年間有収水量の推移



単年度損益の推移



水道用水供給事業 収益的収支

給水収益は、有収水量が減少しているものの、前年度は新型コロナウイルス感染症による影響を勘案した料金軽減を17億円実施していたことから、前年度と比べると11億円増加しました。

一方、費用は、維持管理費が前年度より5億円増加しました。

これらの結果、単年度利益は前年度に比べ8億円増加し、47億円となりました。

(単位：百万円、%) 税抜

	R02 ①	R03 ②	増減 (②－①)	増減率 (②/①)
収益	39,537	39,340	△ 197	99.5
給水収益	35,575	36,696	1,121	103.2
長期前受金戻入	2,442	2,143	△ 299	87.8
その他収入	444	472	28	106.3
特別利益	1,076	29	△ 1,047	2.7
費用	35,602	34,648	△ 954	97.3
維持管理費	16,943	17,443	500	103.0
減価償却費等	15,722	15,569	△ 153	99.0
支払利息等	1,861	1,631	△ 230	87.6
特別損失	1,076	5	△ 1,071	0.5
単年度損益	3,935	4,692	757	119.2

水道用水供給事業 資本的収支・貸借対照表・企業債残高

送水管布設工事や村野浄水場における浄水設備改良工事など83億円を執行しました。

資本的収支

(百万円、税込)

収入 2,770百万円 (前年度比△56.1%)

企業債
2,000

収支の差額
15,810

国庫補助金等 689

その他収入 81

支出 18,580百万円 (前年度比△24.6%)

建設改良費
8,257

企業債償還
金 10,103

その他支出 220

貸借対照表

(百万円)

固定資産	327,155	固定負債	98,922
流動資産	33,950	流動負債	20,846
		繰延収益	46,546
		資本	194,791

企業債残高の推移

(百万円)

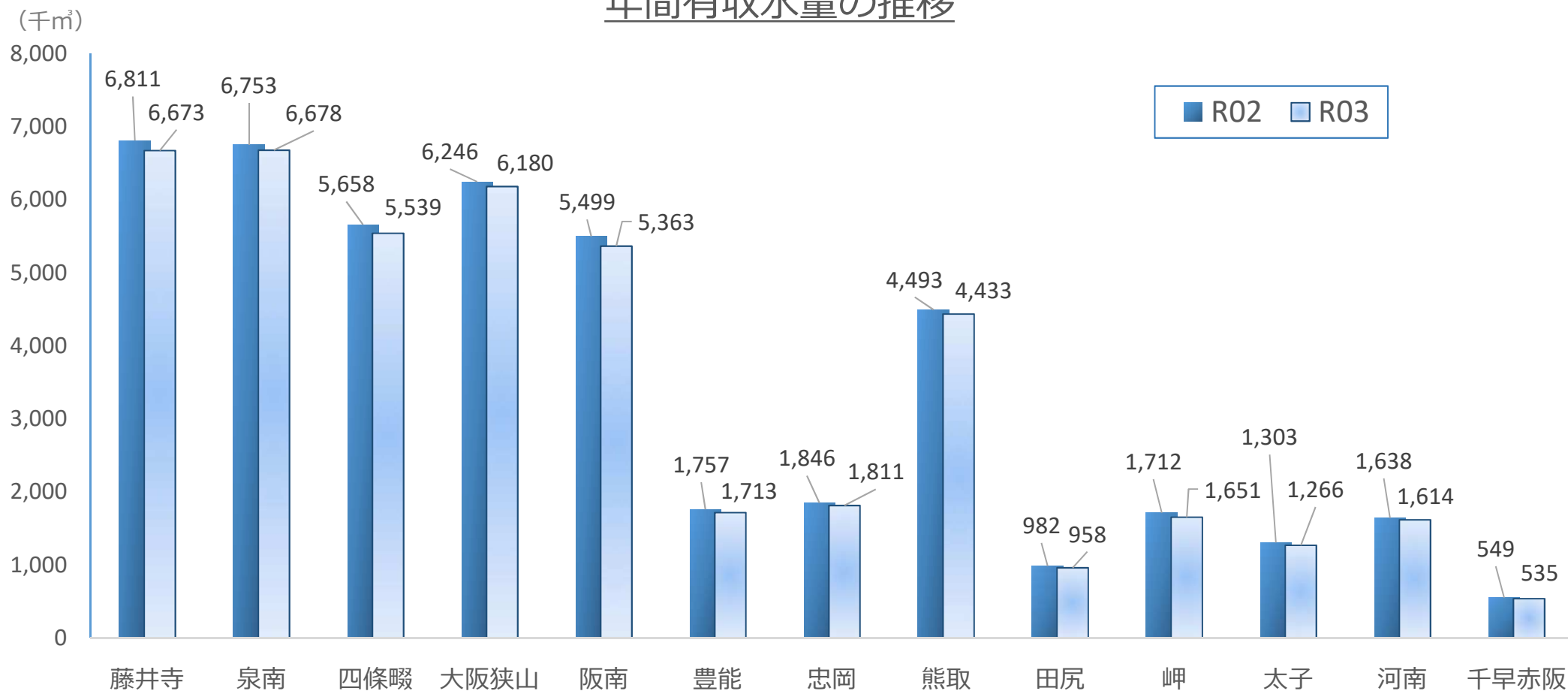


* 収支の差額については、積立金等で補てん

市町村域水道事業 年間有収水量

年間有収水量は、全事業前年度より微減となりました。

年間有収水量の推移



市町村域水道事業 単年度損益

藤井寺水道事業は、令和2年10月に実施した料金改定により、単年度利益が増加しました。泉南水道事業は、固定資産除却費などの減少により、単年度利益が増加しました。豊能水道事業は、減価償却費等の増加により2千万円の単年度損失となりました。なお、大阪狭山水道事業、熊取水道事業及び河南水道事業は、前年度の赤字要因である企業団統合前の資産整理などに伴う費用が減少したため、収支が改善しました。

(単位：百万円)

事業	R02 (①)	R03 (②)	増減額 (②－①)
藤井寺	144	262	118
泉南	76	227	151
四條畷	70	68	△ 2
大阪狭山	△ 206	174	380
阪南	57	45	△ 12
豊能	12	△ 21	△ 33
忠岡	47	43	△ 4
熊取	△ 73	33	106
田尻	24	36	12
岬	71	33	△ 38
太子	18	30	12
河南	△ 77	△ 5	72
千早赤阪	37	38	1

藤井寺水道事業

収益的収支

収益 1,381百万円 (前年度比+5.9%)

(百万円、税抜)

長期前受金戻入 134

その他収入 89

料金収入 1,155

費用 1,119百万円 (前年度比△3.5%)

支払利息等 38

特別利益 3

維持管理費 660

減価償却費等 421

利益 262

特別損失 0

資本的収支

収入 81百万円 (前年度比△80.7%)

(百万円、税込)

国庫補助金等 6

その他収入 75

収支の差額 504

支出 585百万円 (前年度比△46.5%)

* 収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 410

企業債償還金 175

貸借対照表

(百万円)

固定資産	10,207	固定負債	2,868
流動資産	1,860	流動負債	625
		繰延収益	3,317
		資本	5,257

(百万円)

企業債残高の推移

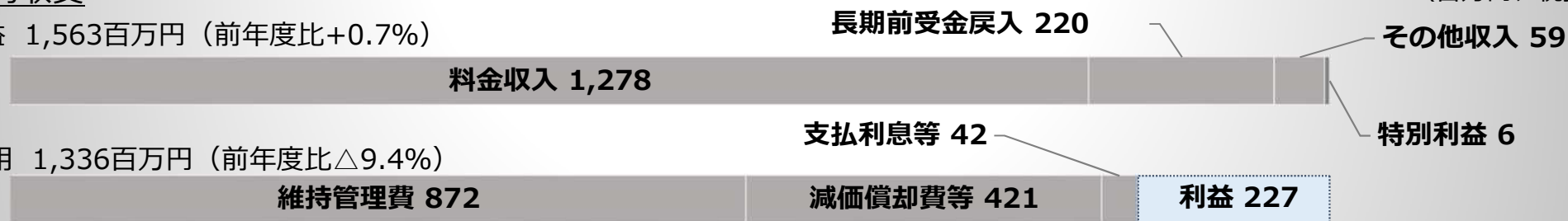


泉南水道事業

収益的収支

収益 1,563百万円 (前年度比+0.7%)

(百万円、税抜)



資本的収支

収入 135百万円 (前年比+74.4%)

(百万円、税込)



* 収支の差額は積立金等で補てん

支出 474百万円 (前年度比+25.6%)

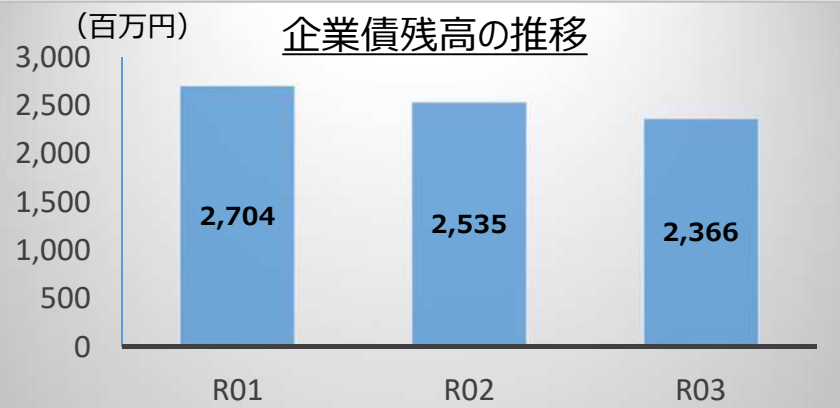


貸借対照表

(百万円)

固定資産	9,768	固定負債	2,276
流動資産	2,056	流動負債	465
		繰延収益	4,521
		資本	4,562

企業債残高の推移



四條躰水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 1,149百万円 (前年度比+0.7%)

長期前受金戻入 114

その他収入 93

料金収入 941

費用 1,081百万円 (前年度比+0.9%)

支払利息等 34

特別利益 1

維持管理費 736

減価償却費等 310

特別損失 1

利益 68

資本的収支

(百万円、税込)

収入 79百万円 (前年度比△83.5%)

国庫補助金等 23

その他収入 10

企業債 46

収支の差額 246

支出 325百万円 (前年度比△58.3%)

* 収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 129

企業債償還金 196

貸借対照表

(百万円)

固定資産	6,543	固定負債	2,283
流動資産	974	流動負債	431
		繰延収益	1,877
		資本	2,926

(百万円)

企業債残高の推移



大阪狭山水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 1,228百万円 (前年度比△12.0%)

長期前受金戻入 115

その他収入 80

料金収入 997

費用 1,054百万円 (前年度比△34.2%)

支払利息等 25

特別利益 36

維持管理費 789

減価償却費等 235

利益 174

特別損失 5

資本的収支

(百万円、税込)

収入 84百万円 (前年度比△56.1%)

国庫補助金等 12

企業債 20

その他収入 52

収支の差額 199

支出 283百万円 (前年度比△3.1%)

* 収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 183

企業債償還金 100

貸借対照表

(百万円)

固定資産	6,677	固定負債	2,167
流動資産	2,253	流動負債	402
		繰延収益	2,692
		資本	3,669

(百万円)

企業債残高の推移



阪南水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 1,131百万円 (前年度比△2.1%)



費用 1,086百万円 (前年度比△1.1%)



資本的収支

(百万円、税込)

収入 82百万円 (前年度+24.7%)



支出 306百万円 (前年度比△6.4%)



* 収支の差額は積立金等で補てん

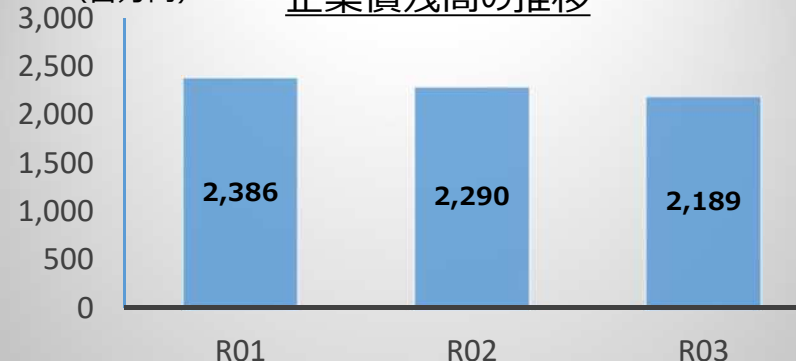
貸借対照表

(百万円)

固定資産	8,634	固定負債	2,151
流動資産	768	流動負債	287
		繰延収益	2,131
		資本	4,833

企業債残高の推移

(百万円)



豊能水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 652百万円 (前年度比+1.2%)

料金収入 427

長期前受金戻入 145

その他収入 78

損失 21

費用 673百万円 (前年度比+6.3%)

維持管理費 341

減価償却費等 307

支払利息等 25

特別利益 2

特別損失 0

資本的収支

(百万円、税込)

収入 199百万円 (前年度比△33.7%)

企業債 103

国庫補助金等 56

その他収入 40

収支の差額 223

支出 422百万円 (前年度比△23.6%)

建設改良費 213

企業債償還金 209

* 収支の差額は積立金等で補てん

貸借対照表

(百万円)

固定資産	4,585	固定負債	1,856
流動資産	586	流動負債	341
		繰延収益	1,745
		資本	1,229

(百万円)

企業債残高の推移



忠岡水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 318百万円 (前年度比+2.6%)



費用 275百万円 (前年度比+4.6%)



資本的収支

(百万円、税込)

収入 37百万円 (前年度比+10.1%)



支出 83百万円 (前年度比+0.8%)



* 収支の差額は積立金等で補てん

貸借対照表

(百万円)

固定資産	823	固定負債	386
流動資産	459	流動負債	119
		繰延収益	121
		資本	656

(百万円)

企業債残高の推移



熊取水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 890百万円 (前年度比△4.2%)



費用 857百万円 (前年度比△14.6%)

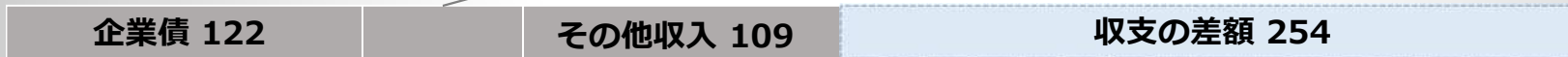


資本的収支

(百万円、税込)

収入 286百万円 (前年度比△1.3%)

国庫補助金等 55



支出 540百万円 (前年度比+17.6%)

* 収支の差額は積立金等で補てん



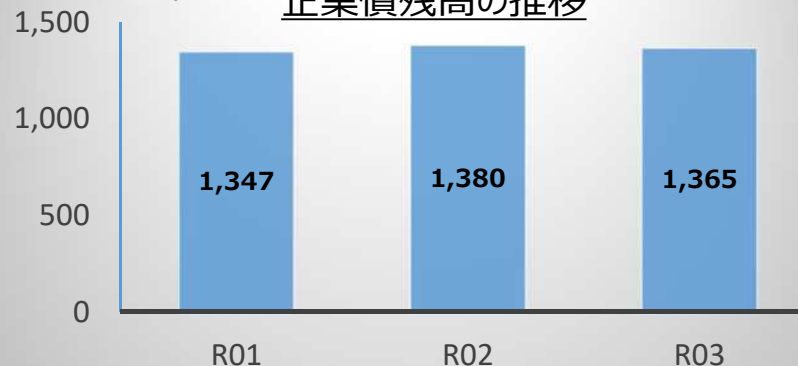
貸借対照表

(百万円)

固定資産	7,976	固定負債	1,308
流動資産	727	流動負債	453
		繰延収益	3,861
		資本	3,081

(百万円)

企業債残高の推移



田尻水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 253百万円 (前年度比+4.9%)

長期前受金戻入 46

その他収入 40

料金収入 167

費用 217百万円 (前年度比△0.4%)

支払利息等 1

維持管理費 156

減価償却費等 60

利益 36

資本的収支

(百万円、税込)

収入 20百万円 (前年度比△42.4%)

国庫補助金等 6

企業債 14

収支の差額 28

支出 48百万円 (前年度+5.4%)

* 収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 42

企業債償還金 6

貸借対照表

(百万円)

固定資産	1,292	固定負債	152
流動資産	498	流動負債	82
		繰延収益	921
		資本	635

(百万円)

企業債残高の推移



岬水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 445百万円 (前年度比△5.0%)



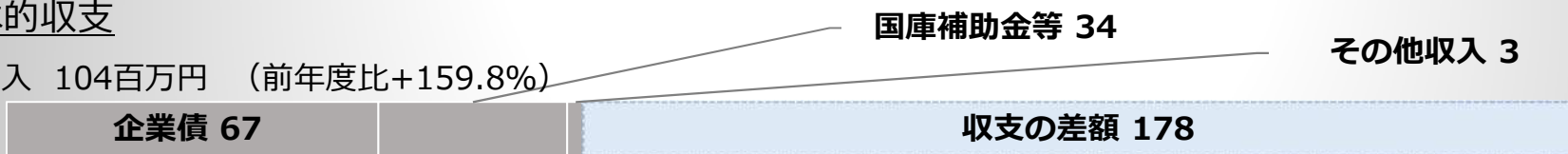
費用 412百万円 (前年度比+3.5%)



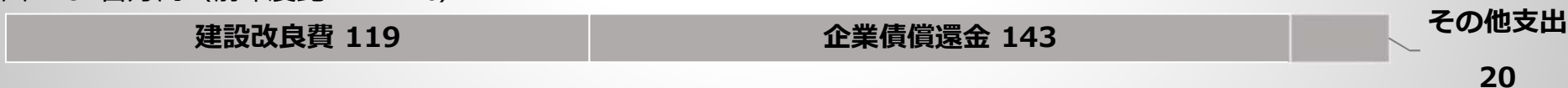
資本的収支

(百万円、税込)

収入 104百万円 (前年度比+159.8%)



支出 282百万円 (前年度比+21.4%)

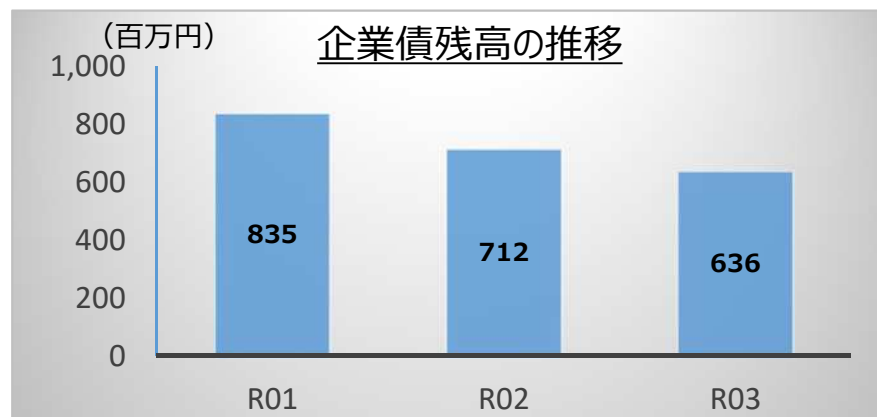


* 収支の差額は積立金等で補てん

貸借対照表

(百万円)

固定資産	2,722	固定負債	644
流動資産	195	流動負債	280
		繰延収益	851
		資本	1,142



太子水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 263百万円 (前年度比+0.1%)

長期前受金戻入 24

料金収入 198

その他収入 41

費用 233百万円 (前年度比△4.6%)

維持管理費 132

減価償却費等 97

利益 30

特別利益 0

支払利息等 4

特別損失 0

資本的収支

(百万円、税込)

収入 17百万円 (前年度比△69.4%)

国庫補助金等 17

収支の差額 105

* 収支の差額は積立金等で補てん

支出 122百万円 (前年度比△43.9%)

建設改良費 99

企業債償還金 23

貸借対照表

(百万円)

固定資産	2,239	固定負債	139
流動資産	871	流動負債	90
		繰延収益	581
		資本	2,300

(百万円)

企業債残高の推移



河南水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 377百万円 (前年度比△23.0%)

長期前受金戻入 59

その他収入 50

料金収入 268

損失 6

費用 383百万円 (前年度比△32.5%)

支払利息等 8

特別利益 0

維持管理費 229

減価償却費等 146

特別損失 0

資本的収支

(百万円、税込)

収入 2百万円 (前年度比+783.2%)

国庫補助金等 2

その他収入 0

収支の差額 64

支出 66百万円 (前年度比△9.6%)

* 収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 40

企業債償還金 26

貸借対照表

(百万円)

固定資産	3,378	固定負債	406
流動資産	996	流動負債	73
		繰延収益	1,348
		資本	2,547

(百万円)

企業債残高の推移



千早赤阪水道事業

収益的収支

(百万円、税抜)

収益 216百万円 (前年度比+2.5%)



費用 178百万円 (前年度比+2.9%)



特別利益 1

資本的収支

(百万円、税込)

収入 24百万円 (前年度比△49.8%)



* 収支の差額は積立金等で補てん

支出 82百万円 (前年度比△21.8%)



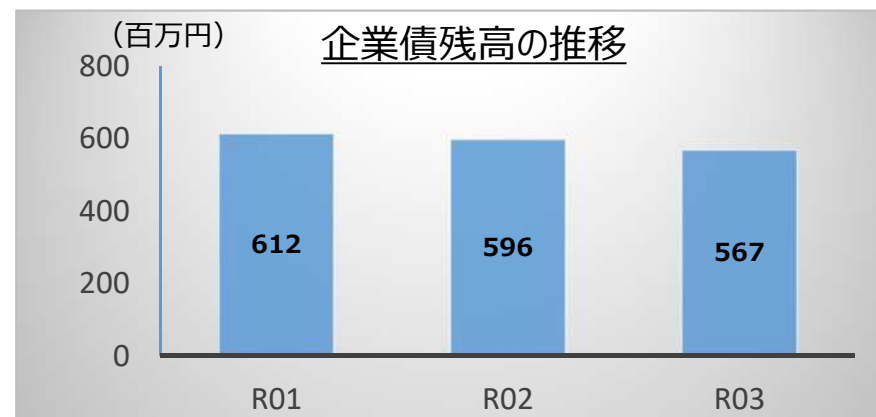
貸借対照表

(百万円)

固定資産	1,778	固定負債	545
流動資産	168	流動負債	67
		繰延収益	618
		資本	716

(百万円)

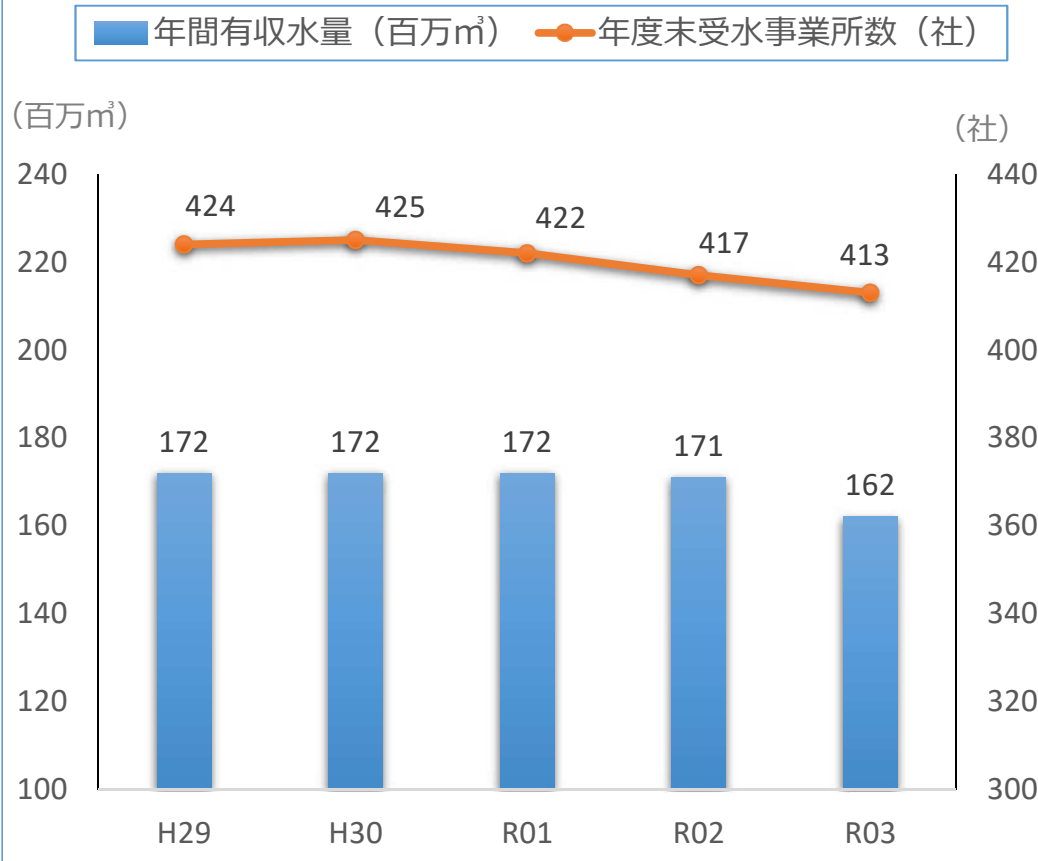
企業債残高の推移



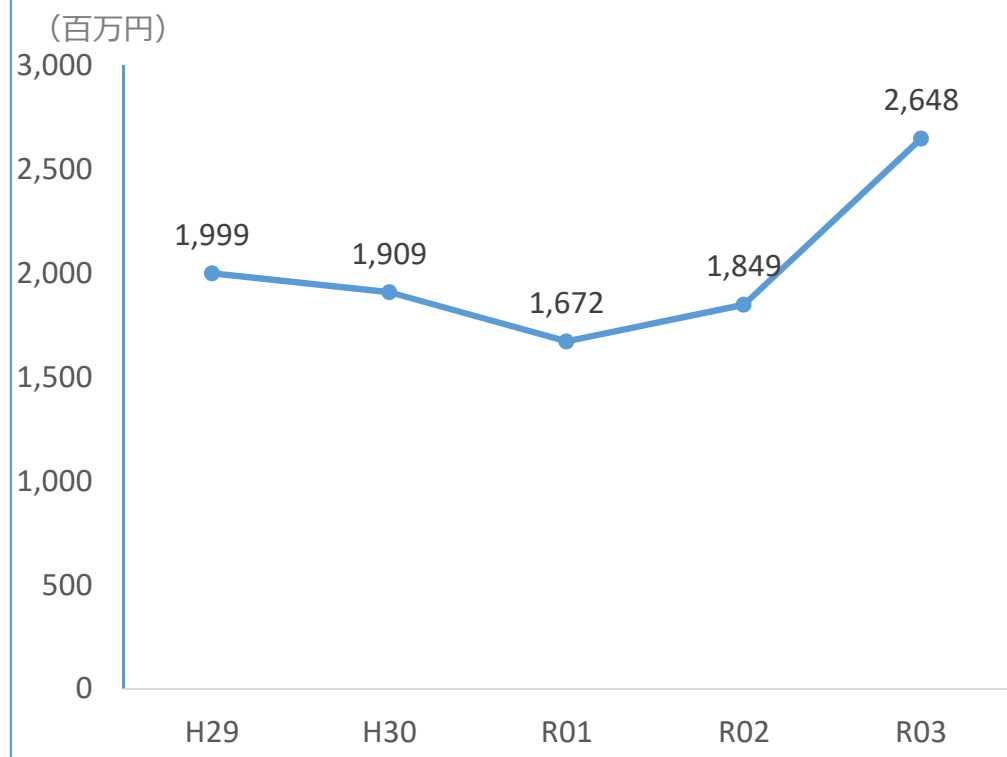
工業用水道事業 主要指標の推移

年間有収水量は、162百万 m^3 （前年度比5.1%減）、年度末の受水事業所数は、413社（前年度比4社減）となりました。

年間有収水量・年度末受水事業所数の推移



単年度損益の推移



工業用水道事業 収益的収支

収益は、給水収益が令和3年1月に実施した料金値下げ及び令和3年10月に実施した基本使用水量（契約水量）の減量の影響などにより前年度より6億円減少した一方、特別利益16億円を計上しました。特別利益の主なものは、基本使用水量（契約水量）の減量に伴う減量廃止負担金です。

費用は、ほぼ前年度並みとなりました。

これらの結果、単年度利益は前年度より8億円増加し、26億円となりました。

(単位：百万円、%) 税抜

	R02 ①	R03 ②	増減 (②－①)	増減率 (②/①)
収益	7,557	8,419	862	111.4
給水収益	6,546	5,964	△ 582	91.1
長期前受金戻入	558	560	2	100.4
その他収入	313	286	△ 27	91.4
特別利益	140	1,609	1,469	1,149.3
費用	5,708	5,771	63	101.1
維持管理費	3,100	3,046	△ 54	98.3
減価償却費等	2,350	2,461	111	104.7
支払利息等	258	253	△ 5	98.1
特別損失	－	11	皆増	皆増
単年度損益	1,849	2,648	799	143.2

工業用水道事業 資本的収支・貸借対照表・企業債残高

大庭浄水場における施設改良工事やバイパス配水管の布設工事など60億円を執行しました。

資本的収支

(百万円、税込)

収入 2,880百万円 (前年度比△33.1%)



国庫補助金等 133

その他収入 295

支出 7,202百万円 (前年度比△11.6%)



企業債償還金 1,154

その他支出 0

貸借対照表

(百万円)

固定資産	61,751	固定負債	19,754
流動資産	27,737	流動負債	7,122
		繰延収益	10,124
		資本	52,488

企業債残高の推移



* 収支の差額については、積立金等で補てん

令和4年

第3回大阪広域水道企業団議会

(11月定例会)

提出議案

(第1号議案～第6号議案)

(第1号報告～第4号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第 3 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・ 6
第 4 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件・・・・ 7
第 5 号議案	令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・ 別冊
第 6 号議案	令和 4 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・ 別冊
第 1 号報告	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・ 8
第 2 号報告	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・ 9
第 3 号報告	令和 3 年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・・・ 10
第 4 号報告	債権放棄報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水区域)</p> <p>第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。</p> <p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1（第26条関係）</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。<u>以下これらを「市町村域水道事業」という。</u>）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。</p> <p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が<u>市町村域水道事業の各事業ごとに</u>法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1（第26条関係）</p>

1～5 (略)

6 豊能水道事業

メーターの口径	基本料金	従量料金 (水量1立方メートルにつき)						
		1立 方メ ートル 以 上	6立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上
13ミリメートル	1,255円	1立 方メ ートル 以 上	6立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上
20ミリメートル	1,830円	1立 方メ ートル 以 上	6立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上
25ミリメートル	3,180円	5 立方 メー ートル 以 上	10 立方 メー ートル 以 上	20 立方 メー ートル 以 上	30 立方 メー ートル 以 上	40 立方 メー ートル 以 上	70 立方 メー ートル 以 上	350円
30ミリメートル	4,650円	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上
40ミリメートル	8,440円	まで 130円	まで 160円	まで 180円	まで 250円	まで 310円	まで 340円	まで 340円
50ミリメートル	13,610円							
75ミリメートル	32,210円							

7～13 (略)

別表第3 (第36条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (水量1立方メートルにつき)						
			1立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上	101 立方 メー ートル 以 上
一般 用	20ミリメートル以下	1,180円	1立 方メ ートル 以 上	11立 方メ ートル 以 上	21立 方メ ートル 以 上	31立 方メ ートル 以 上	41立 方メ ートル 以 上	71立 方メ ートル 以 上	101 立方 メー ートル 以 上
	25ミリメートル	1,840円	10 立方 メー ートル 以 上	20 立方 メー ートル 以 上	30 立方 メー ートル 以 上	40 立方 メー ートル 以 上	70 立方 メー ートル 以 上	100 立方 メー ートル 以 上	
	30ミリメートル	2,620円	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	メー ートル 以 上	
	40ミリメートル	4,720円	まで 144円	まで 184円	まで 234円	まで 294円	まで 364円	まで 444円	
	50ミリメートル	7,360円							
	75ミリメートル以上	16,520円							
公共 用	一般用の1.5倍の額								
臨時 用	一般用のとおり							824円	

7～13 (略)

別表第3 (第36条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	(略)

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	(略)

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	(略)

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	(略)

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	(略)

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	(略)

7～13 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金（この条例の施行の日前から継続して給水をしている場合に限る。）は、この条例による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団公告式条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第16条第4項及び第5項</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 条例は、企業団公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で企業団公報に登載することができないときは、企業団の掲示場に掲示してその登載に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第 3 条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規則にこれを準用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第16条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 条例は、企業団公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で企業団公報に登載することができないときは、企業団の掲示場に掲示してその登載に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第 3 条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p>

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。

2 (略)

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第3条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、企業長印を押さなければならない。

2 (略)

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「企業長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪広域水道企業団公告式条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後に公布又は公表する規則又は規程について適用する。

第 3 号議案

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	178,406,866,381	4,203,498,026	10,324,696,434
議会の議決による処分数額	5,632,626,576	0	△ 5,785,528,550
水道事業統合促進積立金への積立	0	0	△ 152,901,974
資本金への組入	5,632,626,576	0	△ 5,632,626,576
処分後残高	184,039,492,957	4,203,498,026	(繰越利益剰余金) 4,539,167,884

令和 3 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	22,299,741,191	4,877,058,291	3,595,718,466
議会の議決による処分数額	1,330,702,973	0	△ 1,523,541,714
減債積立金への積立	0	0	△ 192,838,741
資本金への組入	1,330,702,973	0	△ 1,330,702,973
処分後残高	23,630,444,164	4,877,058,291	(繰越利益剰余金) 2,072,176,752

第 4 号議案

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金 処分の件

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	46,494,646,354	658,706,607	4,031,782,249
議会の議決による処分数額	1,383,422,797	0	△ 1,383,422,797
資本金への組入	1,383,422,797	0	△ 1,383,422,797
処分後残高	47,878,069,151	658,706,607	(繰越利益剰余金) 2,648,359,452

第 1 号報告

令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第 2 号 報 告

令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第3号報告

令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

1 資金不足比率

会 計 名	数 値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

第 4 号 報 告

債 権 放 棄 報 告 の 件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日 提 出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金及びメーター 使用料	条例第14条第1項第1号 （破産免責）	35件	86,509円
	条例第14条第1項第2号 （時効期間満了）	1,325件	2,149,917円
	条例第14条第1項第5号 （徴収停止後期間経過）	157件	324,080円
水道施設等破損に係る 損害賠償金	条例第14条第1項第5号 （徴収停止後期間経過）	2件	56,254円
合計		1,519件	2,616,760円

第5号議案

第6号議案

令和4年度

大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算

大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算

第5号議案

令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件
第1章 市町村域水道事業

(総 則)

第1条 令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

連 結

	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水道事業費用	10,436,403千円	16,684千円	10,453,087千円
第1項 営業費用	9,923,409千円	16,684千円	9,940,093千円

[千早赤阪水道事業]

	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 千早赤阪水道事業費用	217,397千円	16,684千円	234,081千円
第1項 営業費用	210,379千円	16,684千円	227,063千円

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算説明書目次

第1章 市町村域水道事業

	頁
補正予算実施計画-----	4
予定キャッシュ・フロー計算書-----	5
予定貸借対照表-----	7

令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

市町村域水道事業
収益的収入及び支出

連結

款	項	目	予定額 (千円)			備考
			既決	補正	計	
1 水道事業費用	1 営業費用		10,436,403	16,684	10,453,087	
			9,923,409	16,684	9,940,093	
		1 原水及び浄水費	3,954,120	12,300	3,966,420	
		2 配水及び給水費	1,555,983	4,384	1,560,367	

[千早赤阪水道事業]

款	項	目	予定額 (千円)			備考
			既決	補正	計	
1 千早赤阪 水道事業費用	1 営業費用		217,397	16,684	234,081	
			210,379	16,684	227,063	
		1 原水及び浄水費	41,018	12,300	53,318	
		2 配水及び給水費	48,622	4,384	53,006	

令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

連 結

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	253,215
	減価償却費	2,728,332
	資産減耗費	69,281
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,872
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 23,806
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 28,479
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,043
	長期前受金戻入	△ 1,157,258
	受取利息	△ 60
	支払利息	225,637
	小計	2,070,691
	利息の受取額	60
	利息の支払額	△ 225,637
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,845,114
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,041,711
	有形固定資産の売却による収入	1
	国庫補助金等による収入	788,730
	他団体からの負担金による収入	17,683
	工事負担金による収入	328,022
	共同施設工事負担金による収入	211,146
	その他の増減額	68,688
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,627,441
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	2,376,800
	企業債の償還による支出	△ 1,426,829
	その他の他団体貸付金の返済による収入	7,080
	その他の他団体借入金の返済による支出	△ 20,000
	リース債務の返済による支出	△ 648
	他団体からの出資による収入	195,980
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,132,383
IV	資金増加額 (又は減少額)	△ 649,944
V	資金期首残高	10,258,060
VI	資金期末残高	9,608,116

令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 9,415
	減価償却費	61,925
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 423
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,002
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 198
	長期前受金戻入	△ 22,696
	支払利息	5,818
	小計	34,009
	利息の支払額	△ 5,818
	業務活動によるキャッシュ・フロー	28,191
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 235,897
	有形固定資産の売却による収入	1
	国庫補助金等による収入	38,861
	他団体からの負担金による収入	3,570
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 193,465
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	98,100
	企業債の償還による支出	△ 39,821
	他団体からの出資による収入	44,741
	財務活動によるキャッシュ・フロー	103,020
IV	資金増加額 (又は減少額)	△ 62,254
V	資金期首残高	143,697
VI	資金期末残高	81,443

令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

連 結

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)	81,051,452	(負 債 の 部)	47,767,904
固 定 資 産	70,064,109	固 定 負 債	18,873,072
有 形 固 定 資 産	69,074,943	企 業 債	17,398,367
土 地	5,633,013	長 期 リ ー ス 債 務	3,073
そ の 他 有 形 固 定 資 産	63,441,930	引 当 金	1,063,404
無 形 固 定 資 産	893,212	退 職 給 付 引 当 金	930,882
ダ ム 使 用 権	201,594	修 繕 引 当 金	132,522
施 設 利 用 権	685,028	そ の 他 長 期 借 入 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	5,710	共 同 施 設 工 事 負 担 金	308,228
そ の 他 無 形 固 定 資 産	880	流 動 負 債	3,969,110
投 資 そ の 他 の 資 産	95,954	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	1,405,407
破 産 更 生 債 権 等	1,568	他 団 体 借 入 金	20,000
貸 倒 引 当 金	△ 1,568	短 期 リ ー ス 債 務	1,063
長 期 貸 付 金	95,880	未 払 金	1,637,168
そ の 他 資 産	74	引 当 金	284,215
流 動 資 産	10,987,343	賞 与 引 当 金	95,707
現 金 ・ 預 金	9,608,116	法 定 福 利 費 引 当 金	19,182
未 収 金	1,282,526	修 繕 引 当 金	147,694
貸 倒 引 当 金	△ 86,177	そ の 他 引 当 金	21,632
貯 蔵 品	71,737	そ の 他 流 動 負 債	621,257
そ の 他 流 動 資 産	111,141	繰 延 収 益	24,925,722
		長 期 前 受 金	22,902,754
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	2,022,968
		(資 本 の 部)	33,283,548
		資 本 金	22,149,827
		自 己 資 本 金	22,149,827
		剰 余 金	11,133,721
		資 本 剰 余 金	5,441,902
		利 益 剰 余 金	5,691,819
資 産 合 計	81,051,452	負 債 ・ 資 本 合 計	81,051,452

令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)	2,058,628	(負 債 の 部)	1,307,639
固 定 資 産	1,953,313	固 定 負 債	603,181
有 形 固 定 資 産	1,953,313	企 業 債	585,522
土 地	103,350	引 当 金	17,659
そ の 他 有 形 固 定 資 産	1,849,963	退 職 給 付 引 当 金	17,659
流 動 資 産	105,315	流 動 負 債	66,802
現 金 ・ 預 金	81,443	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	39,610
未 収 金	30,325	未 払 金	16,289
貸 倒 引 当 金	△ 6,552	引 当 金	3,878
貯 蔵 品	99	賞 与 引 当 金	3,238
		法 定 福 利 費 引 当 金	640
		そ の 他 流 動 負 債	7,025
		繰 延 収 益	637,656
		長 期 前 受 金	529,438
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	108,218
		(資 本 の 部)	750,989
		資 本 金	517,292
		自 己 資 本 金	517,292
		剰 余 金	233,697
		資 本 剰 余 金	167,833
		利 益 剰 余 金	65,864
資 産 合 計	2,058,628	負 債 ・ 資 本 合 計	2,058,628

注 記 表（市町村域水道事業）

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法（ただし、量水器については定額法又は取替法）

（2）無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

（3）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（3）法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（4）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

1 有形固定資産に対する減価償却累計額 70,020,895 千円

(藤井寺水道事業 8,273,259 千円、泉南水道事業 11,224,009 千円、四條畷水道事業 7,396,948 千円、大阪狭山水道事業 7,124,663 千円、阪南水道事業 8,594,301 千円、豊能水道事業 6,466,694 千円、忠岡水道事業 1,462,743 千円、熊取水道事業 5,747,670 千円、田尻水道事業 1,694,735 千円、岬水道事業 4,630,238 千円、太子水道事業 2,844,191 千円、河南水道事業 3,011,960 千円、千早赤阪水道事業 1,549,484 千円)

2 長期前受金に対する収益化累計額 33,564,242 千円

(藤井寺水道事業 3,113,356 千円、泉南水道事業 6,113,771 千円、四條畷水道事業 3,250,669 千円、大阪狭山水道事業 3,929,046 千円、阪南水道事業 3,816,395 千円、豊能水道事業 4,972,464 千円、忠岡水道事業 82,319 千円、熊取水道事業 3,508,140 千円、田尻水道事業 1,173,953 千円、岬水道事業 1,269,741 千円、太子水道事業 530,081 千円、河南水道事業 1,346,678 千円、千早赤阪水道事業 457,629 千円)

Ⅳ. セグメント情報の開示

市町村域ごとに区分して経理していることから、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額 連 結

1 年内 20,056 千円 (19,102 千円)

1 年超 22,627 千円 (22,627 千円)

計 42,683 千円 (41,729 千円)

[藤井寺水道事業]

1 年内 3,774 千円 (3,774 千円)

1 年超 1,374 千円 (1,374 千円)

計 5,148 千円 (5,148 千円)

[泉南水道事業]

1 年内 941 千円 (941 千円)

1 年超 1,497 千円 (1,497 千円)

計 2,438 千円 (2,438 千円)

[四條畷水道事業]

1 年内 1,110 千円 (1,110 千円)

1 年超 1,993 千円 (1,993 千円)

計 3,103 千円 (3,103 千円)

[大阪狭山水道事業]

1 年内 3,520 千円 (3,520 千円)

1 年超 6,859 千円 (6,859 千円)

計 10,379 千円 (10,379 千円)

[阪南水道事業]

1年内	752千円	(752千円)
<u>1年超</u>	<u>1,085千円</u>	(<u>1,085千円)</u>
計	1,837千円	(1,837千円)

[豊能水道事業]

1年内	1,547千円	(593千円)
<u>1年超</u>	<u>1,178千円</u>	(<u>1,178千円)</u>
計	2,725千円	(1,771千円)

[忠岡水道事業]

1年内	2,471千円	(2,471千円)
<u>1年超</u>	<u>869千円</u>	(<u>869千円)</u>
計	3,340千円	(3,340千円)

[熊取水道事業]

1年内	105千円	(105千円)
<u>1年超</u>	<u>312千円</u>	(<u>312千円)</u>
計	417千円	(417千円)

[田尻水道事業]

1年内	227千円	(227千円)
<u>1年超</u>	<u>457千円</u>	(<u>457千円)</u>
計	684千円	(684千円)

[岬水道事業]

1年内	349千円	(349千円)
<u>1年超</u>	<u>603千円</u>	(<u>603千円)</u>
計	952千円	(952千円)

[太子水道事業]

1年内	378千円	(378千円)
<u>1年超</u>	<u>805千円</u>	(<u>805千円)</u>
計	1,183千円	(1,183千円)

[河南水道事業]

1年内	4,677千円	(4,677千円)
<u>1年超</u>	<u>5,173千円</u>	(<u>5,173千円)</u>
計	9,850千円	(9,850千円)

[千早赤阪水道事業]

1年内	206千円	(206千円)
<u>1年超</u>	<u>421千円</u>	(<u>421千円)</u>
計	627千円	(627千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第234条の3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

3 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額 連 結

1年内	1,063千円	(1,063千円)
<u>1年超</u>	<u>3,073千円</u>	(<u>3,073千円)</u>
計	4,136千円	(4,136千円)

[豊能水道事業]

1年内	1,063千円	(1,063千円)
<u>1年超</u>	<u>3,073千円</u>	(<u>3,073千円)</u>
計	4,136千円	(4,136千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第234条の3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

VII. その他の注記

1 修繕引当金の経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和 4 年度において、退職手当として 24,999 千円（藤井寺水道事業 3,461 千円、泉南水道事業 3,615 千円、四條畷水道事業 3,077 千円、大阪狭山水道事業 3,115 千円、阪南水道事業 3,192 千円、豊能水道事業 1,115 千円、忠岡水道事業 1,000 千円、熊取水道事業 2,500 千円、田尻水道事業 615 千円、岬水道事業 1,231 千円、太子水道事業 731 千円、河南水道事業 923 千円、千早赤阪水道事業 423 千円）を支給するため、退職給付引当金を同額取り崩す。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和 4 年度において、期末手当及び勤勉手当として 99,046 千円（藤井寺水道事業 12,230 千円、泉南水道事業 14,576 千円、四條畷水道事業 13,670 千円、大阪狭山水道事業 8,539 千円、阪南水道事業 12,832 千円、豊能水道事業 6,560 千円、忠岡水道事業 3,542 千円、熊取水道事業 9,409 千円、田尻水道事業 3,199 千円、岬水道事業 2,851 千円、太子水道事業 4,398 千円、河南水道事業 3,728 千円、千早赤阪水道事業 3,512 千円）を支給するため、賞与引当金を同額取り崩す。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和 4 年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として 18,288 千円（藤井寺水道事業 2,594 千円、泉南水道事業 2,869 千円、四條畷水道事業 2,837 千円、大阪狭山水道事業 1,717 千円、阪南水道事業 2,530 千円、豊能水道事業 1,297 千円、忠岡水道事業 695 千円、熊取水道事業 263 千円、田尻水道事業 632 千円、岬水道事業 560 千円、太子水道事業 871 千円、河南水道事業 729 千円、千早赤阪水道事業 694 千円）を支出するため、法定福利費引当金を同額取り崩す。

第6号議案

令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第 1 条 令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
非 常 用 自 家 発 電 施 設 整 備 維 持 事 業 (大 庭)	—	— 千円	令和4年度から 令和21年度まで	91,432 千円

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 永 藤 英 機

令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
債務負担行為に関する調書	16

債務負担行為に関する調書(工業用水道事業)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生見込額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
非常用自家発電施設 整備維持事業(大庭)	千円 91,432	—	千円 —	令和4年度 ～ 令和21年度	千円 91,432	千円 0	千円 0	千円 91,432